

那須岳火山防災協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）第4条第1項の規定に基づき、那須岳における火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、栃木県及び福島県並びに那須塩原市、那須町、下郷町及び西郷村が共同で那須岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、那須岳火山防災対策に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 那須岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 栃木県及び福島県の都道府県防災会議が活火山法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 栃木県那須塩原市及び那須町並びに福島県下郷町及び西郷村の市町村防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 噴火による災害が発生又は発生が予測された場合における避難情報の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の組織)

第3条 協議会の委員は、活火山法第4条第1項の規定に基づき、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名を置き、那須町長をもって充てる。
- 3 協議会に副会長1名を置き、那須塩原市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 協議会に監事2名を置き、那須町観光協会会長及び黒磯観光協会会長をもって充てる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 会長は、緊急の必要により協議会を開催できないとき又は軽微な協議事項に関する協議を行うときは、協議会を開催せず、書面によって協議を行うことができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会運営費)

第6条 協議会の運営に関する経費は、関係する県及び市町村の負担金をもって充てる。

2 前項の負担金を負担する県及び市町村並びに負担金の額は、協議会で定める。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会の下に、第2条に掲げる協議事項に係る技術的検討を行うため、機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議の委員は、別表2に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の機関を出席させることができる。

3 コアグループ会議は、所掌事項に関する協議が必要とされる場合に、必要に応じて開催するものとする。

4 コアグループ会議に幹事長1名、副幹事長2名を置く。

5 コアグループ会議の幹事長は、那須町総務課長をもって充てる。

6 副幹事長は、コアグループ会議の委員の中から幹事長が指名する。

7 コアグループ会議は、幹事長が招集し、会務を総理する。

(専門部会)

第8条 会長は、協議会の下に特別な事項について専門的に研究するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会、コアグループ会議及び専門部会の庶務を処理するため、事務局を栃木県危機管理課及び那須町総務課に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会、コアグループ会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

別表1（第3条関係） 那須岳火山防災協議会委員

区分	構成員	
第1号委員	1	栃木県知事
	2	福島県知事
	3	那須塩原市長
	4	那須町長
	5	下郷町長
	6	西郷村長
第2号委員	7	東京管区気象台気象防災部長
	8	宇都宮地方気象台長
	9	福島地方気象台長
第3号委員	10	関東地方整備局長
第4号委員	11	陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長
	12	陸上自衛隊第44普通科連隊長
第5号委員	13	栃木県警察本部長
	14	福島県警察本部長
第6号委員	15	那須地区消防本部消防長
	16	白河地方広域市町村圏消防本部消防長
	17	南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長
第7号委員	18	宇都宮大学名誉教授 中村洋一
	19	(国研)防災科学技術研究所 総括主任研究員 棚田俊收
第8号委員	20	関東森林管理局塩那森林管理署長
	21	宮内庁那須御用邸管理事務所長
	22	那須御用邸皇宮護衛官派出所長
	23	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所長
	24	国土地理院関東地方測量部長
	25	白河市生活防災課長
	26	東日本電信電話(株)栃木支店長
	27	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社長
	28	電源開発(株)東日本支店沼原事務所長
	29	ネクスコ東日本宇都宮管理事務所長
	30	東日本旅客鉄道(株)黒磯駅長
	31	那須ロープウェイ管理事務所長
	32	日本赤十字社栃木県支部事務局長
	33	那須赤十字病院救急救命センター所長
	34	那須町観光協会長
	35	黒磯観光協会長
	36	那須郡市医師会長
	37	那須山岳救助隊長

別表2（第7条関係） コアグループ会議

区分	機関等名	
市町村	1	那須町総務課
	2	那須塩原市危機管理課
	3	下郷町町民課
	4	西郷村防災課
県	5	栃木県危機管理防災局危機管理課
	6	栃木県県土整備部砂防水資源課
	7	栃木県大田原土木事務所
	8	栃木県県北環境森林事務所
	9	福島県危機管理部災害対策課
	10	福島県県南建設事務所企画管理部管理課
	11	福島県南会津建設事務所企画管理部管理課
国	12	東京管区気象台
	13	宇都宮地方気象台
	14	福島地方気象台
	15	関東地方整備局統括防災グループ防災室
	16	関東地方整備局日光砂防事務所
	17	関東地方整備局宇都宮国道事務所
	18	北陸地方整備局河川部河川計画課
	19	関東森林管理局塩那森林森林管理署
	20	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所
火山専門家	21	学識経験者